

マンションにおける新型コロナウイルスに関する注意事項について

- ・マンションにおける新型コロナウイルスに関する注意事項を参考として以下にまとめましたのでご活用ください。
- ・記載内容には、通常の管理業務の体制では対応が難しいものもありますので、管理組合として、または管理会社とともに、どのような対応がとれるのかについて、事前に話し合いをしておくことが望まれます。

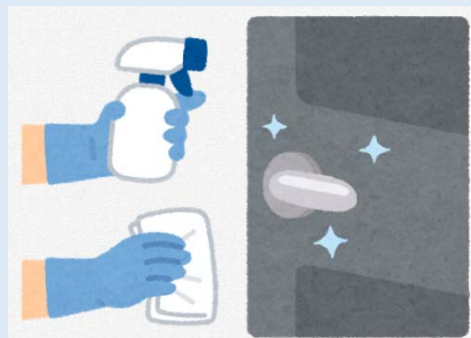
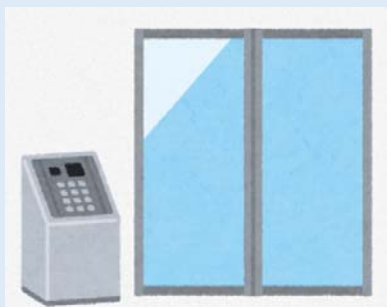
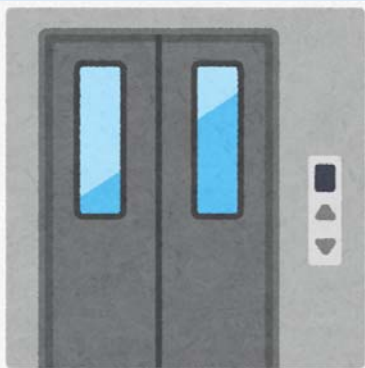
1 マンションにおける新型コロナウイルスへの対応について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手指衛生、咳エチケット等に加え、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けてください。
- ・感染者が確認された場合は必要に応じて区福祉保健センターに対応を相談し、冷静に行動してください。
- ・感染者の発生の有無にかかわらず、特に次のような対応が重要です。

<管理組合として>

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。（大人数での集会所の利用など）
- ・エレベーターやオートロック等のボタン、出入口のドアノブ等、施設の共用部分のこまめな消毒を行う。物の表面の消毒については消毒用エタノール以外にも、希釈した次亜塩素酸ナトリウムも使用できます。（詳しくは文末のリンク先もご参照ください。）

エレベーターやオートロック等のボタン、出入口のドアノブ等、施設の共用部分のこまめな消毒を行ってください。



<居住者として>

- ・居住されている方一人ひとりが「こまめな手洗い」「咳エチケット」などの予防対策を徹底する。
- ・エレベーターに人が乗っていたら見送ったり階段を使うなど、特にエレベーターや内廊下など閉鎖された空間での「密」を避ける。

2 管理組合の総会等の開催について

- ・管理組合の通常総会の開催については、「今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、前年の集会（※総会）の開催から1年以内に区分所有法上の集会の開催をすることができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、本年中に集会を招集し、必要な報告をすれば足りる」旨の見解が法務省より示されていますので、開催時期については適宜ご検討ください。
- ・総会を開催する場合において議決権行使書又は委任状により会場への多数の来場を避ける方法などが可能ですので、状況に応じた適切な実施方法をご検討ください。

3 マンション管理業務について

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に伴う国の緊急事態宣言発令を契機に管理会社において、業務縮小・一部中止等の対応がとられている場合があります。各マンションにおいて、管理会社の業務体制をご確認ください。
- ・各マンションにおける管理会社への委託による管理業務については、管理組合と管理会社との委託契約に基づき実施されます。例えば、消毒等は契約に含まれていない場合があります。予め管理組合と管理会社でどのような対応がとれるのかを協議しておくことが望まれます。

4 新型コロナウイルス感染症に係る家庭ごみの出し方について

- ・家庭から出されるごみや資源物の収集は、市民生活に欠かすことのできない業務であるため、現在のところ通常通り収集作業を実施していますが、家庭から出されるごみや資源物の量が増えることにより、収集時間が遅くなるなどの支障が出る恐れがあります。特に急ぎでない片付け等でごみや資源物の排出は当面の間ご遠慮いただき、日常生活を送る上でどうしても出てしまうごみや資源物だけを排出してください。
- ・横浜市の分別・収集ルールに従って出しましょう。また、破裂して、ごみが飛散する恐れがあるため、ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等については、「燃やすごみ」としてお出しただけですが、以下の点にご注意ください。
※ 自宅療養中のごみと資源物は、厳重に密閉して「燃やすごみ」としてお出しください。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れること
のないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



<環境省：「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭のごみの捨て方」より>

5 人権への配慮

- ・SNSなどで新型コロナウイルスの感染者や御家族などに対する根拠のない差別的な書き込み等が広がっていると報道があります。人権侵害につながることをないように、冷静な行動をお願いします。

記載内容に関連する HP のリンクを横浜市の HP に掲載していますので、ご参考にしてください。

【参考】マンションにおける新型コロナウイルスに関する注意事項について

